

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成22年8月16日	1,460,000円	足立区関原在住者	平成21年4月23日、興本学童保育室での保育中に、興本住区センター児童館広場で鬼ごっこをしていた相手方が転倒し、冷水機の踏み台の角に右脇腹をぶつけ、肝挫傷の傷害を負った。